

主催 旭川地方労働基準協会

令和6年度

2024年
問題



労務管理 実務講習会



本年度の労務管理実務講習会は、昨年に引き続き2024年問題ととりざたされている時間外労働の上限規制猶予終了後に向けた対応や、本年4月1日から適用される労働条件の明示ルールの変更などを中心にその他労務管理に関する最新の情報について、旭川労働基準監督署のご協力のもとに解説いただくことといたしました。

日時

11月28日(木)
13:30~15:30

受講料
無料

会場

旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室
(旭川市6条通4丁目)

申込

別紙申込書を、FAX 又は郵送により 11/8(金)までに当協会に
送付してください。(定員100名)

内容

研修「時間外労働の上限規制と労務管理(仮)」: 100分

講師: 旭川労働基準監督署

第一方面主任監督官 手塚 規幸 様

※一部内容を変更する場合がございます

申込・問合せ先 旭川地方労働基準協会 電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

送信先：旭川地方労働基準協会 FAX 0166-22-8687

労務管理実務講習会申込書

事業場名				労働者数 <input checked="" type="checkbox"/> をご記入下さい
業種				<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
所在地	〒 ー			
電話			FAX	
担当者名			担当者所属部課	
※	受講者氏名	フリガナ	役職名	

年 月 日

〒070-0043
旭川市常盤通1丁目道北経済センター内
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687
旭川地方労働基準協会 行き

◆受講にあたってのお願い◆

マスク着用は、基本的に個人又は事業者の判断に委ねると見直されましたが、新型コロナウイルス感染のリスクが無くなったわけではなく、不特定多数の方が長時間同じ会場内で受講いただくことから、感染リスクを低減させるため、講習当日は、できる限りマスクの着用をお願いいたします。